

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	東庄町	国調人口(H17.10.1現在)	16,166
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	114

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.508	標準財政規模(百万円)	3,244
実質公債費比率(%)	15.4%(H17)	地方債現在高(百万円)	4,909
経常収支比率(%)	81.5%(H17)	うち普通会計債現在高(百万円)	4,669
実質収支比率(%)	7.4	うち公営企業債現在高(百万円)	240
		積立金現在高(百万円)	913

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	東庄町公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
既存計画との関係	東庄町行政改革集中プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	町ホームページへ掲載。 計画承認後、今年度中に総務産業常任委員会へ報告
基本方針	三位一体の改革に伴う地方交付税の見直し等により、本町財政は非常に厳しい財政運営を強いられている。歳入に見合った歳出予算の編成をしなくてはならないことから、年々普通建設事業など投資的経費の縮減等により予算編成をしている。このような状況から、公的資金補償金免除繰上償還実施要綱に基づく財政健全化計画を策定し、高利率の町債について繰上償還し、町行政改革集中プランとの整合性を保ちつつ、効率的な財政運営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		5	6	11
	補償金免除額		1	1	2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額			3	3
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		8		8

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所へ予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
普通 会 計 債	学校教育施設等整備事業債		415		415
小 計 (A)			415		415
出 一 般 債 等 計	一般会計出資債	5,816	4,983	5,998	16,797
小 計 (B)		5,816	4,983	5,998	16,797
合 計 (A)+(B)		5,816	5,398	5,998	17,212

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
普通 会 計 債	学校教育施設等整備事業債	1,338		2,578	3,916
	一般単独事業債	24,468			24,468
小 計 (A)		25,806		2,578	28,384
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		25,806		2,578	28,384

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
普通 会 計 債	臨時地方道整備事業債	104,804	8,000		112,804
小 計 (A)		104,804	8,000		112,804
出 一 般 債 等 計	一般会計出資債	3,060			3,060
小 計 (B)		3,060			2,832
合 計 (A)+(B)		107,864	8,000		115,864

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>東庄町の国調人口は、H12：17,076人→H17：16,166人（△910人、△5.3%）、また、住基台帳人口はH17年度末16,452人→同18年度末16,297人（△155、△0.9%）と減少している。（昭和63年以降減少が続いている。）</p> <p>年齢別人口構成については、12国調（～14歳：2,416人・14.2%、15歳～64歳：11,087人・64.9%、65歳～：3,573人・20.9%）と、17国調人口（～14歳：2,075人・12.8%、15歳～64歳：10,134人・62.7%、65歳～：3,957人・24.5%）を比較すると、いわゆる生産年齢人口が減少し、より高齢化が進んでいる。とりわけ後期高齢者人口についても、12国調1,491人（8.7%）→17国調1,924人（11.9%）と急激に増加している。</p> <p>就業別人口も、12国調8,851人（1次：1,347人・15.2%、2次：3,320人・37.5%、3次：4,184人・47.3%）→17国調8,227人（1次：1,318人・16.0%、2次：2,656人・32.3%、3次：4,253人・51.7%）と、総数で△624人（△7.0%）、対人口割合も、12国調51.8%→17国調50.9%と減少している。</p> <p>H18年度普通会計決算ベースで財政構造をみると、歳入面で総額が4,718百万円、そのうち町税が1,321百万円（28.0%）、地方交付税が1,505百万円（31.9%）となっており、この2つで全体の約6割を占めており、一般財源総額は3,200百万円（67.0%）となっている。また、これらを平成14年度からの推移でみると、町税が△41百万円（H14：1,362百万円）、地方交付税が△287百万円（H14：1,792百万円）となりこの2つで△328百万円となった。</p> <p>次に歳出を性質別でみると歳出総額が4,474百万円、そのうち人件費が1,023百万円（22.9%）、補助費等が937百万円（20.9%）、投資的経費が595百万円（13.3%）となっている。これらを歳入と同様に平成14年度からの推移でみると、人件費が△149百万円（H14：1,172百万円）、補助費等が△129百万円（H14：1,066百万円）、投資的経費が△432百万円（H14：1,027百万円）となっている。</p> <p>また平成17年度決算を類似団体と比較（各項目1人あたりの値）すると、歳入面において地方税では類団が105,166円に対し東庄町が78,515円（△26,651円、△25.3%）、地方交付税では類団が119,881円に対し東庄町が87,753円（△32,128円、△26.8%）、使用料手数料では類団が8,961円に対し東庄町が1,329円（△7,632円、△85.2%）、歳入合計では類団が381,555円に対し東庄町が290,162円（△91,393円、△24.0%）と少なくなっている。</p> <p>同様に歳出面においては人件費では類団が84,257円に対し東庄町が65,321円（△18,936円、△22.5%）、物件費では類団が47,305円に対し東庄町が29,731円（△17,574円、△37.2%）、繰出金では類団が41,004円に対し東庄町が29,731円（△11,273円、△27.5%）、投資的経費では類団が50,081円に対し東庄町が40,756円（△9,325円、△18.6%）、歳出合計では類団が365,516円に対し東庄町が274,910円（△90,606円、△24.8%）、と縮減している。</p> <p>財政指標については財政力指数が類団平均が0.49に対し東庄町が0.50、経常収支比率が類団平均が87.4%に対し東庄町が81.5%、人口1人あたり地方債現在高が類団平均が420,031円に対し東庄町が293,509円、人口1,000人あたり職員数が類団平均が9.26人に対し東庄町が7.35人と類団と比較して良い数値となっているが、ラスパイレス指数が類団平均が93.6に対し東庄町が96.7、実質公債費比率が類団平均が14.7%に対し東庄町が15.4%と悪い数値となっている。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 町税の徴収強化</p> <p>H17決算ベースで類団と比較すると、類団105,166円に対し、東庄町は78,514円（△26,652円、△25.3%）と低い水準にあり、県滞納整理推進機構の積極的な活用や、差押えによるインターネット公売の実施等、徴収体制を強化し、自主財源の確保を図る。とりわけ、不動産価格の下落が進む固定資産税、及び人口減少と高齢化に伴う町民税の減少が懸念され、大幅な調定増を見込むことは困難な状況にあることから、より一層の徴収強化が必要である。</p> <p>課 題 ② 一部事務組合への補助費等の縮減</p> <p>H17決算を類団と比較すると、一部事務組合に対する補助費等の割合が、類団が26,120円に対し東庄町が34,079円と著しく高く、従来からごみ・し尿処理、消防等について広域的な取り組みを進めてきたことが要因と思われるが、その適正な運営及び、人員配置等についても検討し、今後同業種における組合統合を含め必要に応じ経費縮減方を提示・提案する必要がある。また、その他の補助費についても各種団体等への補助金については、H12・H16・H18と補助金の見直し、または廃止を行ってきたが、今後とも、随時見直し等を行っていく必要がある。</p>

	<p>課 題 ③ 使用料・手数料の見直し</p> <p>H17類団比較では、8,961円に対し東庄町は1,329円（△7,632円、△85.2%）と、低い水準にある。受益者負担の原則から定期的な料金の見直しや、施設使用料については利用者増の推進に努めるとともに、低い水準にあるものについては適宜見直しを行い増収を図る。</p>
	<p>課 題 ④ 公債負担の健全化</p> <p>H17普通会計決算における公債費に係る類団比較値は低い水準にあり、H17普通会計における人口1人あたり地方債残高は、類団平均値420,031円に対し、東庄町が293,509円と低い状況にある。</p> <p>一方、公営企業等の起債を含めたH17実質公債費比率は、類団平均値14.7%と比較し東庄町が15.4%と若干悪い状況にあり、病院及び一部事務組合に係る投資が影響しているものと思われる。</p> <p>現段階において、事業実施に際し、その多くを起債に依存する傾向にあることから企業会計においても独立採算制の原則を重視しながら、また、一部事務組合においては適宜料金の見直し等を行い、財源の確保に努め起債に依存することの無いよう計画的な財政運営が必要と思われる。</p> <p>また、普通会計においては、普通建設事業の緊急度・投資効果を十分に検討し、公債費を超えない範囲内での起債を行うことに留意し、予算編成にあたりたい。</p>
	<p>課 題 ⑤ 定員管理の適正化による人件費の抑制</p> <p>平成18年4月1日現在の類団別定員管理診断によると、当町の普通会計職員数は類団より13人少ない。これはここ数年の正規職員の大幅な削減によるものであり、人件費はかなり削減されている。しかし、急激に減っているため、個々の職員の仕事量が増えており、今後は臨時職員の任用や民間譲渡を積極的に取り入れ、住民サービスが低下しないよう努めていく必要がある。</p> <p>また、これと並行して定員管理の適正化を図るため、平成24年4月1日の普通会計職員数の目標値を107人とし、これに向けたなお一層の人員削減をしていき、人件費の抑制を図る。</p>
<p>留 意 事 項</p>	<p>このほか、財政運営にあたり以下の点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税及び臨時財政対策債の動向 ・ 税制改正など税財源配分の見通し ・ 計画的な事業計画の推進及び選択 ・ 財務諸表の整備

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	1,362	1,255	1,263	1,292	1,321	1,461	1,465	1,470	1,475	1,480
地方譲与税	339	369	416	420	486	377	380	380	380	380
地方特例交付金	46	46	43	45	34	10	10	10	6	6
地方交付税	1,792	1,595	1,441	1,444	1,505	1,304	1,290	1,251	1,213	1,177
小計(一般財源計)	3,539	3,265	3,163	3,201	3,346	3,152	3,145	3,111	3,074	3,043
分担金・負担金	100	170	82	84	157	155	150	150	150	150
使用料・手数料	22	25	24	22	21	21	22	22	23	23
国庫支出金	213	344	224	167	155	200	140	140	140	140
うち普通建設事業に係るもの	80	157	49	2	2	2	3	3	3	3
都道府県支出金	243	211	229	199	192	205	191	190	190	190
うち普通建設事業に係るもの	21	22	25	11	12	12	4	4	4	4
財産収入	4	11	8	1	2	2	3	3	3	3
寄附金	6	6	11	6	54	4	4	4	4	4
繰入金	1,210	1,008	390	138	78	93	20	20	20	100
繰越金	522	442	925	281	251	244	368	363	307	202
諸収入	145	52	129	129	54	45	52	52	52	52
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	578	1,031	798	546	408	344	350	350	350	350
特別区財政調整交付金										
歳入合計	6,582	6,565	5,983	4,774	4,718	4,465	4,445	4,405	4,313	4,257
人件費 a	1,172	1,125	1,121	1,075	1,023	940	912	919	926	933
うち職員給	810	766	758	716	681	695	681	684	687	690
物件費 b	483	490	504	489	452	450	455	460	465	465
維持補修費 c	8	9	9	6	4	14	10	10	10	10
a + b + c = d	1,663	1,624	1,634	1,570	1,479	1,404	1,377	1,389	1,401	1,408
扶助費	333	373	386	382	399	401	405	405	405	405
補助費等	1,066	1,084	997	980	937	995	1,010	1,015	1,015	1,015
うち公営企業(法適)に対するもの	235	198	202	118	117	180	200	200	200	200
普通建設事業費	1,027	1,604	1,811	669	568	371	380	380	380	380
うち補助事業費	339	726	273	53	55	55	10	10	10	10
うち単独事業費	688	878	1,538	616	513	316	370	370	370	370
災害復旧事業費		6	25	1	27					
失業対策事業費										
公債費	392	395	409	398	416	482	469	468	469	480
うち元金償還分	295	307	321	312	328	393	378	391	390	423
積立金	1,309	195	11	5	233	1	4	4	4	4
貸付金	35	36	35	36	36	37	37	37	37	37
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	315	322	394	482	379	406	400	400	400	400
うち公営企業(法非適)に対するもの	256	258	264	315	295	285	282	282	282	282
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	6,140	5,639	5,702	4,523	4,474	4,097	4,082	4,098	4,111	4,129

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	442	925	281	251	244	368	363	307	202	128
実質収支	403	419	275	251	241	368	363	307	202	128
標準財政規模	3,422	3,133	3,049	3,103	3,244	3,253	3,266	3,233	3,200	3,169
財政力指数	0.445	0.461	0.480	0.496	0.508	0.517	0.526	0.535	0.537	0.538
実質赤字比率 (%)										
経常収支比率 (%)	78.5	80.1	84.2	81.5	81.2	82.0	80.6	81.9	82.0	82.2
実質公債費比率 (%)	—	—	—	15.4	14.9	14.7	14.3	14.7	1,438.0	14.6
地方債現在高	3,395	4,118	4,595	4,829	4,909	4,861	4,833	4,791	4,751	4,678
積立金現在高	2,004	1,220	854	732	913	837	841	845	849	773
財政調整基金	679	575	500	374	503	425	427	429	431	353
減債基金	43	43								
その他特定目的基金	1,282	602	354	358	410	412	414	416	418	420

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>平成14年4月1日の職員数は201人であったが、行政改革の一環として平成15年度より55歳以上の職員の勤奨退職制度を推進した結果、平成19年4月1日の職員数は173人であり28人の削減となっている。実に△14%の増減率である。これは、組織機構と事務事業の見直しに積極的に取り組んだ結果であり、今後共課題⑤に示すとおり目標値をクリアもしくは維持していく。</p> <p>今後も町民サービスの向上のため、簡素で効率的な組織を目指し、新規職員採用は職員の年齢構成等を考慮しながら必要最小限にとどめ、臨時職員の任用や民間委託等を推進して正規職員数の抑制に努める。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>平成18年4月1日に給与水準を国と同様に平均4.8%程度引き下げ、昇給カーブの見直しを実施した。更に、勤務評定を給与に反映させるため、国と同様に号給を4分割した。</p> <p>地域手当は、国においては無支給地域となることから、これまで3%を支給していたものを平成19年4月1日に廃止とした。</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方	<p>行政給料表(二)として技能労務職の給与表は以前から適用していたが、国のそれとは異なるため、今後国の給与表を参考に、また、官民格差を考慮しながら給料表の見直しを検討していき、適正な運用を図る。</p> <p>平成19年度中に方針を策定し、平成20年3月末までに住民に公表を予定。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>現在、勤奨退職の場合、勤続20年以上の者で8号給アップ、年齢50歳以上で勤続10年以上20年未満の者で4号給アップを実施している。また、55歳以上の者が自発的に退職を申し出た場合4号給アップを実施している。</p> <p>職員数の適正な管理(年齢の偏りの解消)と今後の人件費の削減をする上で必要であり、当分の間継続する考えである。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>全職員に対して健康診断を実施しているが、福利厚生上必要不可欠なものであるため、適時検査項目を検討し今後も実施していく。</p> <p>また、福利厚生事業を行う職員組合に対して職員構成費(公費負担)を支給しているが、平成18年度にその額を減額した。これらその他、千葉県市町村職員互助会への負担金(公費負担)の支出や小額の生命保険加入(公費負担)などがあるが、今後、組合等の事業を検証し適正な厚生費の支出に努める。</p>
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	<p>人口1人あたりの金額は、類似団体が47,305円に対し、東庄町が29,731円、一部事務組合を再掲しても類似団体が52,148円に対し、東庄町が34,742円と低い水準であるものの、長期継続契約や、一括契約等による削減に努めるとともに、庁用車等については一括管理により経費の削減を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることなどを目的に効率的な行財政運営の実現に向けて、行政と民間の役割分担を見直し、積極的に民間活力を活用する。</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	町税の徴収率の向上については、課題①で示したとおり県滞納整理推進機構からの職員の派遣により収税体制の拡充を図り、また、休日・夜間の臨戸徴収及び電話催告等を行うほか、差押えをおこなうことにより町税収納率の向上を図る。また、インターネット公売を予定しており、平成19年10月より実施の見込みである。 売却可能資産の処分等については、未利用地等の実態を把握し、貸付・売却などの有効活用を図る。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、広報及びホームページへの掲載により公表。
◇ 財政情報の開示	地方自治法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表は「東庄町財政状況の公表に関する条例」に基づき毎年5月及び10月に歳入歳出予讃の執行状況等を広報に掲載している。また、決算に係る主な財政指標についても、町のホームページにて公表している。
○ 公会計の整備	現在、財務諸表の作成は未実施であるが、平成20年度より作成を予定している。
○ 行政評価の導入	総合計画の作成に伴い目標値を定めてあり、行政評価をする予定である。
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の整理合理化（各種委員会・協議会の統廃合） ・地方公営企業の健全化 以上、東庄町行政改革集中プラン（H18.3）より <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合については、現在香取市東庄町清掃組合において、香取広域市町村圏事務組合との合併を視野に検討中であり、また消防組合においては平成17年度末に合併しており、課題②で示したとおり今後のコストの削減が見込まれる。 ・使用料・手数料については課題③で示したとおり、受益者負担公平の原則を考慮し、おおよそ3年程度を目途に料金の見直しを行なう。 ・公債負担については課題④に示したとおり、計画的な財政運営に留意し、プライマリーバランスの均衡を意識した起債を行うようにする。

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成14年4月1日の普通会計職員数は140人であったが、平成19年4月1日の職員数は114人であり26人の削減となった。平成24年4月1日までに107人まで削減する。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	今後公債費負担の健全化のため、普通建設事業の緊急度・投資効果を十分に検討し、公債費を超えない範囲内での起債を行うことに留意する。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	水道事業に関しては基準外繰出しを抑制するように、適時料金改正等を行う。（次の料金改正は平成22年度に予定）また、病院事業に関しては引き続き基準外繰出しを行わない。
4 その他	・徴税の徴収強化 ・一部事務組合への補助費等の縮減 ・使用料・手数料の見直し

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：人、百万円）

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標					計画合計	
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)		平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
1	職員数	136	131	124	121	114		111	110	109	107	107		
	増減数	2	-5	-7	-3	-7	-20	-3	-1	-1	-2		-14	
	職員数のうち一般行政職員数	134	131	126	119	116		109	106	105	103	102		
	増減数	3	-3	-5	-7	-3	-15	-7	-3	-1	-2	-1	-14	
	職員数のうち教育職員数	6	5	5	5	5		5	5	5	5	5		
	増減数	-1	-1	0	0	0	-2	0	0	0	0	0	0	
	職員数のうち警察職員数													
	増減数													
	職員数のうち消防職員数													
	増減数													
	職員数のうち技能労務職員数	24	24	22	20	20		20	20	20	20	20		
	増減数	1	0	-2	-2	0	-3	0	0	0	0	0	0	
	実質公債費比率	-	-	-	15.4	14.9		14.7	14.3	14.7	14.5	14.6		
	増減					-0.5		-0.2	-0.4	0.4	-0.2	0.1	-0.3	
地方債現在高	3,395	4,118	4,595	4,829	4,909		4,861	4,833	4,791	4,751	4,678			
増減	282	723	477	234	80	1,796	-48	-28	-42	-40	-73	-231		
1	人件費(退職手当を除く。)	1,083	1,034	1,015	966	927		835	807	814	821	828		
	改善額	3	50	54	100	152	359	92	120	113	106	99	530	
	行政管理経費	483	490	504	589	452		450	455	460	465	465		
	改善額	5	-2	-16	-101	37	-77	2	-3	-8	-13	0	-13	
	〇〇〇													
	改善額													
	〇〇〇													
	改善額													
	〇〇〇													
	改善額													
	〇〇〇													
	改善額													
	計画前5年間改善額 合計						282						改善額 合計	517

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 改善額については、原則として、計画期間中(又は計画前5年間)の当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後の計画期間中(又は計画前5年間)も継続するものとして、(参考)補償金免除額 2

各年度の改善額を計上すること。

4 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

5 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

6 3による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

7 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

8 必要に応じて行を追加して記入すること。